みんなで力を合わせ、ごみを減らしましょう！

ご存じですか？ 墨田区のごみの現状

区のごみ量（燃やすごみ・燃やさないごみ・粗大ごみの1年分の総量）は、プラスチック類を燃やすごみに分別するよう変更した平成20年度～22年度の3年間で、約2000トンを減量することができました。

●分別はきちんとされていますか

平成21年度に行った「ごみの組成調査」の結果では、燃やすごみとして出されたものは、紙類・生ごみが多く、それぞれが全体の3割以上を占めていました。燃やさないごみとして出されたものは、金属類が最も多く、全体の約4割を占め、ガラス類などがそれに続いていることが分かりました。

●まだまだ資源物が混ざっています

同じく21年度に行った「ごみの適正排出調査」の結果では、燃やすごみの中に13.7%、燃やさないごみの中に14.9%の〝分ければ資源物になるもの〟が含まれていることが分かりました。

燃やすごみ

■組成調査結果

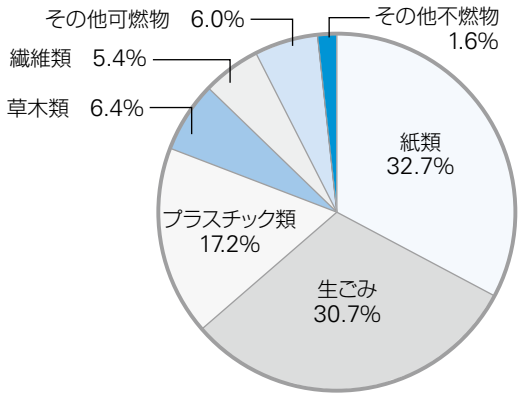

■適正排出調査結果

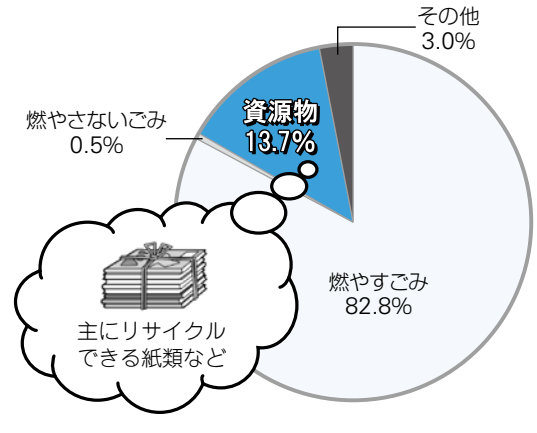

新聞や雑誌以外のリサイクルできる紙類ってなんですか？

- ▶お菓子やティッシュの空き箱
- ▶コピー用紙
- ▶チラシ・パンフレット
- ▶包装紙・紙袋

これらの紙類は、雑誌と一緒にひもで縛ってください。

燃やさないごみ

■組成調査結果

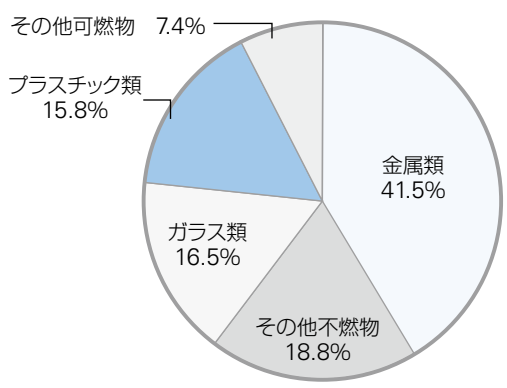

■適正排出調査結果

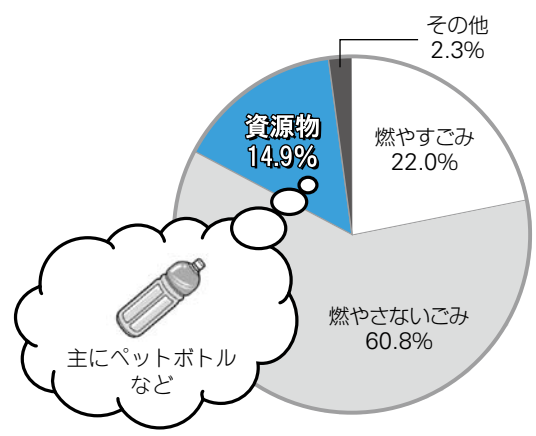

ごみの出し方のルールを守って、まちをきれいにしていきましょう

資源・ごみ集積所に、分別されていない資源物やごみが排出されていたり、収集日でない日に排出されていたりすると、次々とその場所にごみが置かれてしまう傾向があります。これらのごみは景観を悪くするだけでなく、捨てられたものの中に害虫が発生するなど、生活環境の悪化にもつながってしまいます。

区では、排出者が確認できたものは、直接本人に会い、分別のルール等の説明をし、正しく排出し直していただくようにしています。

また、排出者の確認ができない場合には、警告シールを貼り排出者への注意喚起を行っています。

資源物やごみは、分別のルールを守って適正に排出していただくとともに、粗大ごみ（おおむね一辺30cm角以上のもの）や家電リサイクル法対象品目（エアコン、テレビ、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機）を出す際は、事前に申込みをしてから排出してください。

■申込先

- ▶粗大ごみ＝粗大ごみ受付センター☎5296－7000
- ▶家電リサイクル法対象品目＝家電リサイクル受付センター☎5296－7200

不適正な排出が目立つ資源・ごみ集積所

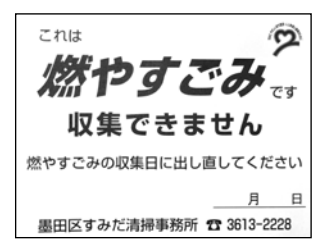

警告シール

☎＝電話 ℻＝ファクス ✉＝Eメール ＝ホームページアドレス